

事業主の皆さま

障害者を実習生として受け入れてみませんか？

～実習制度のご案内～

障害者を雇用したことがない事業主や、障害者の雇用に関するノウハウが不足している事業主に対して、障害者の職場実習の受け入れを推進しています。職場実習を経て雇用することで、障害者本人と事業主との相互理解を深め、より良い雇用環境を整備することができます。

職場実習の流れ

職場実習の受け入れ

- ・期間 1週間～1か月
- ・日数 3日～10日
- ・時間 1日につき3時間以上
(事業所の所定労働時間を超えない範囲内で設定する)

障害者

(ハローワークに求職登録している方)

障害者職場実習等受入謝金等の申請
(職場実習開始1か月前までに計画書を提出)

企業

(独) 高齢・障害・
求職者雇用支援機構

職場実習実施計画の作成
職場実習中の相談・支援
職場実習終了後の振り返り 等

ハローワーク

職場実習中の保険加入

都道府県労働局

※実習対象者が利用している
就労支援機関等において保険
加入できない場合のみ

「職場実習受入候補事業所リスト」
を作成しています。

登録企業募集中！

山梨労働局では、障害者の職場実習の受け入れの意向がある事業所の情報をまとめて「職場実習受入候補事業所リスト」を作成しています。作成したリストを就労支援機関（障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等）や特別支援学校等に情報提供し、障害者の職場実習を推進しています。

メリット

- ・ハローワークや就労支援機関等から実習受入についての相談があり、実習生を迎え入れて障害者と関わる機会をもつことができます。
- ・雇用前提の実習ではありませんので、実習生を受け入れたからと言って必ずしも雇用する必要はありません。
- ・これまで障害者を雇用したことがない事業所の方でも、実習を通して合理的配慮について考える機会になります。
- ・障害者の働く力をみることができ、現在の業務を見直すきっかけになります。
- ・採用後のミスマッチを防ぐことができます。